

霧島市議会議長 仮屋 国治 殿

「鳥獣被害対策強化を求める提言書の回答」について

令和7年4月16日付けで提出のあった標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

令和7年6月10日
霧島市長 中重 真一



回答

- 1 有害鳥獣被害対策に伴う経費は、地域の被害状況を踏まえ、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、必要な経費を予算措置しています。

また、地域特性に対応した実験段階で発生する経費の予算措置及び事業実施の可否については、その有効性について協議の上、適切に対処します。

- 2 本市において、有害鳥獣被害対策は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害対策業務を行っており、うち捕獲業務については、原則、市内各猟友会員から推薦され市長が任命する捕獲隊に、市が捕獲を指示し、捕獲隊が実施しています。

従いまして、サルを含む有害鳥獣の担当職員による直接的な捕獲・処分等は、業務には含まれない為、有害鳥獣被害の直接処理を担当する職員は配置していないところです。

そのため、有害鳥獣の捕獲・処分等に係る資格取得や手当等の支給は必要ないことから、現時点では検討していません。

- 3 本市では、これまでも国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、必要な備品等は、霧島市鳥獣被害防止対策協議会を通じて地域等へ貸与しています。

また、地域に貸与した備品等については各地域の使用状況やニーズ等を鑑み、地域間での調整を行っています。

引き続き、捕獲隊や地域と連携して総合的な有害鳥獣被害対策に取り組んでまいります。

- 4 有害鳥獣被害対策については、農作物への被害防止対策である捕獲や防護などの直接的な対策に加え、市民からの問い合わせ対応や被害状況の確認、市民への対策の周知、捕獲隊との総合的な調整など、業務が多岐に渡り、かつ迅速な対応が求められるものです。

現状では、有害鳥獣害対策は農政第1グループの業務の一部であることから、状況に応じ、担当職員のみならず、グループ員全体で柔軟に対応しています。専門的なグループを創設した場合の実効性については、他の市町村の動向を踏まえ、鳥獣の被害防止に柔軟に対応できる体制について調査してまいります。